第1章 施設の目標及び運営の方針

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人東札幌病院が開設する厚別老人保健施設ディ・グリューネン(以下「当施設」という。) が実施する短期入所療養介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する 事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の 趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる よにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した短期入所療養介護サービスを 提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 介護老人保健施設の目的と運営方針

当施設は、短期入所療養介護サービス計画に基づいて、医学的管理の下での看護、介護や機能 訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者の能力 に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにし、1日でも長く家庭での生活に戻ること ができることを目的とした施設である。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定める。

[厚別老人保健施設ディ・グリューネンの運営方針]

次に定める「基本理念」のもと、以下の「目的及び運営方針」により運営を行う。

〈基本理念〉

- 1. ホスピス・ケアの拡大
- 2. 地域社会の交流の場とする
- 3. ボランティア・イン・スピリット

〈目的及び運営方針〉

- 1. 利用者のニーズに対応して、医療と生活サービスを一体的に提供できる施設とする。
- 2. 明るく家庭的な雰囲気を持ち、身近に利用しやすい施設として、利用者が家庭への復帰を 目指し、生きがいを持って療養生活を送ることができる施設とする。
- 3. リハビリテーションやレクリエーションを通して入所者の日常生活能力を可能な限り維持・回復し、自立した生活に結びつけるよう務める。
- 4. 市(区)等の地域サービス、地域の医療機関との連携、家族に対する緊密な相談・指導、ボランティアの参加を推し進め、高齢化社会に向けたコミュニティ(共同生活)の核となるような施設とする。
- 5. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 6. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 8. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外 の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者 またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9. 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努

めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称等

(1) 施設名 医療法人 東札幌病院 厚別老人保健施設ディ・グリューネン

(2) 開設年月日 平成6年10月1日

(3) 所在地 札幌市厚別区厚別町下野幌 38 番 18

(4) 電話番号 011-898-5580 FAX 番号 011-898-6760

(5) 管理者名 施設長 石川 邦嗣

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 0150380046 号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 施設長 理事長の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括し職員を指揮監督する。

(2) 医師 利用者の診察、健康管理、保健衛生管理に従事するとともに、他の職員との連携を図る。

(3)看護職員 医師の指示に基づき利用者の投薬・検温等医療行為を行うほか施設サービス計画 に基づき看護及び家族のケアを行う。

(4)介護職員 施設サービス計画に基づき利用者の介護及び生活の援助、また家族への介護指導 を行う。

(5) 支援相談員 入所者への生活相談や利用者家族との相談、処遇の企画や実施を行う。地域への 訪問活動、またボランティアの受け入れも行う。

(6) リハビリ職員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともに、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、 またはその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 音楽療法士 心身の健康維持、快復、増進など音楽を用いて支援する。
- (8) 管理栄養士 食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養管理指導及び食事の相談を行う。
- (9) 介護支援専門員 施設サービス計画の作成等を行う。
- (10) 事務職員 総務、人事、経理、請求事務、建物の維持管理等、必要な事務業務を行う。

施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜 間	業務内容
施設長 (医師兼務)	1名			
医 師		1名		
看護職員	11 名	2名	1名	
介護職員	42名	12名	4名	介護サポーター含
支援相談員	6名			
理学療法士	9名			
作業療法士	4名			
言語聴覚士	1名			
音楽療法士	1名			
管理栄養士	2名			
介護支援専門員	3名			相談員、介護職員と兼務
事務職員・その他	6名	2名		歯科衛生士含

第3章 入所定員

(入所定員)

- 第6条 ・定員 100名(うち認知症専門棟 51名)
 - ・療養室 個室 22室 、2人室 9室 、4人室 15室

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、 従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行 い、同意を得る。

(入退所)

- 第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員 の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らし て行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管 理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。
 - 2 正当な理由なくサービス提供を拒否しない。
 - 3 入所申込に際して、心身の状況、病歴等の把握に努めるなど多職種による入所判定を行う。
 - 4 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を提供することが困難な場合には、適切な医療機関や介護保険施設等、紹介する措置を速やかに講じる。
 - 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたって協議する。
 - 6 日常生活が可能と認められる入所者に対して利用者及びその家族の要望や退所後に置かれる環境等を考え、円滑な退所支援を行う。
 - 7 退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や市区町村及び医療・福祉サービス 提供者との連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 入所の際に要介護認定を受けていない申込者について、要介護認定の申請が行われているか否か を確認する。申請が行われていない場合、入所申込の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう 支援する。
 - 2 要介護認定の更新は、有効期限が終了する1ヶ月前にできるよう必要な支援を行う。

(短期入所療養介護サービス計画の作成)

- 第10条 施設サービス計画の作成に関する業務は介護支援専門員が担当する。
 - 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入所者の能力、置かれている環境等 の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上で課題を把握する。
 - 3 介護支援専門員は、入所者や家族の希望などできるだけ取り入れ、把握し、課題に基づき施設サービス原案を作成する。原案は他職種と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の留意すべき事項等を記載する。
 - 4 担当介護支援専門員は、施設サービスの下男について入所者及び家族に説明し、同意を得る。
 - 5 担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後も他の事業者との連絡などを継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

- 第11条 入所者の心身等の状況に応じて、適切な処遇を行う。
 - 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮 して行う。
 - 3 入所者またはその家族に対してサービス提供など必要事項をわかりやすく説明する。
 - 4 サービスの質の向上評価を行い、改善を図る。

(身体の拘束・虐待の防止等)

- 第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。身体拘束等の適正化及び利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - 2 身体拘束・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 3 身体拘束・虐待防止のための指針(別添)を整備し、掲示する。
 - 4 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化・虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(診療の方針)

第13条 医師の診療方針

- 1 診察は、一般に医師として必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。
- 2 入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をも上げることもできるよう適切な指示を行う。
- 3 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし適切に行う。
- 4 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に使用または処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条

- 1 施設の医師が、病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、協力病院その他病院などへ入院のための措置を講じる。
- 2 施設の医師は、入所者のために往診を求め、または入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、病院又は診療所の医師に対して診療状況に関する情報の提供を行う。
- 3 施設の医師は、入所者の診察を行った場合には、遅滞なく診療録に診察に関しての必要な事項を記載する。

(機能訓練)

第15条 施設は、入所者の心身的諸機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるため、作業療法その他 必要なリハビリテーション機能強化を計画的に行う。

(食事の提供)

- 第16条 食事の提供は、入所者の身体状況、嗜好を考慮し、管理栄養士による栄養ケアマネジメントを 行い、適切な時間に提供する。食事時間は下記の通りとし、基本的に食堂で行うことに努める。
 - 朝食 8:00~8:45
 - · 昼食 12:00~12:45
 - 夕食 18:00~18:45

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第17条 教養娯楽設備等を備える他、適官入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。
 - 2 入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流の機会を確保する。

(相談及び支援)

第18条 常に入所者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等の把握に努め、入所者又はその家族に対して、適切な相談・助言を行うとともに、必要な助言を行う。

(職員の服務規律)

- 第19条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に 従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項 に留意すること。
 - (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
 - 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条 第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認 知症介護等に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第21条

- 1 保険給付の自己負担額を、以下に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用 者の自己負担額については、以下の資料をご覧下さい。

□在宅超強化型

	1割		2割		3 割	
	個室	個室以外	個室	個室以外	個室	個室以外
要支援1	641	682	1, 282	1, 363	1, 923	2, 045
要支援 2	789	846	1, 578	1, 692	2, 367	2, 538
要介護 1	831	915	1,661	1,830	2, 492	2, 744
要介護 2	906	993	1,812	1, 986	2, 717	2, 979
要介護3	972	1,059	1, 943	2, 118	2, 915	3, 176
要介護4	1,032	1, 118	2,063	2, 235	3, 094	3, 353
要介護 5	1,090	1, 178	2, 179	2, 355	3, 268	3, 532

上記に加え

- *サービス提供体制強化加算 23円(1割)45円(2割)67円(3割)
- * 夜勤職員配置加算 25円 (1割) 49円 (2割) 74円 (3割) 等が加算されます。
- *入所時及び退所時に送迎を行った場合には、それぞれ片道 187 円(1 割) 374 円(2 割) 560 円(3 割)が加算されます。
- *その他、個別にリハビリテーションを行う場合など加算を算定する場合があります。 (詳細は料金表に記す)

- *上記料金は、介護保険改正により改定する場合があります。
 - 2 その他の料金
 - ① 食費(1日当たり、負担限度額)

第1段階300円第2段階600円第3段階①1000円第3段階②1300円第4段階1600円

② 居住費(1日当たり、負担限度額)

【個室】		【個室以外】	
第1段階	550円	第1段階	0 円
第2段階	550円	第2段階	4 3 0円
第3段階	1370円	第3段階	4 3 0円
第4段階	1730円	第4段階	460円

- ③ 特別な室料(1日当たり)
 - ・個室 1650円
 - 2人室 550円
- 3 日常生活に要する費用として、日用品費400円/日とする。
- 4 その他の利用料として、理美容代、私物の洗濯代、理美容代、その他の費用等を、利用者負担説明書(約款)に掲載の料金により支払いを受ける。
- 5 サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用につい て説明し、利用者の同意を得る。
- 6 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、利用所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

第4章 施設の利用にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

第22条 入所者が外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設管理者に届け出る。

(禁止行為)

- 第23条 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または時の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ・ けんか、口論などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ・ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、施設内の備品や物品を持ち出すこと。

(当施設からの解除)

- 第24条 施設は、利用者及び家族に対して、次に掲げる場合には、入所利用を解除・終了することができる。
 - 1 利用者が要介護者認定において自立または要支援と認定された場合。
 - 2 施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所後の居宅において生活ができると判断された場合。
 - 3 天災事変、施設設備の故障などで施設設備の継続が不可能になった場合。

第5章 非常時対策

(非常災害対策)

- 第25条 非常災害備えて必要な整備を設け、防災、避難に関する計画の作成、対策を行う。
 - 2 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - 3 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - 4 非常災害に備え、少なくとも年2回は防災・避難訓練(夜間及び地震を含む)等を行う。
- 5 当施設は、(4)に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携努める。 (業務継続計画の策定)
- 第26条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給者証の確認)

- 第27条 サービスの提供を求めた場合は、その被保険証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及 び要介護認定の有効期間を確かめる。
 - 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入所者に関する市区町村への通知)

- 第28条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市区町村に 通知する。
 - 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしていることき。

(勤務体制の確保)

- 第29条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。
 - 2 施設の従業員によってサービスを提供する。但し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(衛生管理)

- 第30条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
 - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

- 第31条 下記のとおり、協力医療機関・歯科医療機関を定める。
 - 協力医療機関
 - ①名 称 東札幌病院

住 所 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35

②名 称 交雄会新さっぽろ病院

住 所 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-5

• 協力歯科医療機関

①名 称 東札幌病院 歯科口腔外科

住 所 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35

②名 称 サンピアザ歯科診療所

住 所 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7-2 サンピアザ3F

(掲示)

第32条 施設内に運営規程の概要、協力病院、利用料その他を掲示する。

(秘密保持および個人情報の保護)

- 第33条 施設の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
 - 2 他医療機関、居宅介護支援事業所等に対し、利用者またはその家族に関する個人情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
 - 3 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な 理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指 導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第34条 居宅介護支援事業所またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償 として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

- 第35条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付などは支援相談員が行う。
 - 2 利用者からの苦情に関する調査に協力し、市区町村から指導または助言を得た場合は、必要な改善を行う。概要は別紙1に記す。

(地域との連携)

第36条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第37条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止 のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス 提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 5 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施

設の責任に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(記録の整備)

- 第38条 従業者は設備及び会計に関する記録等を整備する。
 - 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、完結日から最低3年間保持する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第39条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて 入所させない。
 - 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、 プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人東札幌病院と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成13年9月1日より施行する。

平成13年11月1日より施行する。

平成15年4月1日より施行する。

平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日より施行する。

平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

平成18年4月1日より施行する。

平成21年4月1日より施行する。

平成23年6月1日より施行する。

平成26年4月1日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

平成30年8月1日より施行する。

令和1年10月1日より施行する。

令和3年4月1日より施行する。

令和6年4月1日より施行する。

令和6年8月1日より施行する。

令和7年4月1日より施行する。